

【里山クラブ見沼 コンプライアンス規程】

第1条 (コンプライアンス委員の設置)

- 1) 理事会は当会則が遵守されていることを検証する委員（以下では「コンプライアンス委員」という）を3名任命する。但し、代表理事はコンプライアンス委員になることはできない。
- 2) 当会の会員は、別の会員が当会則に抵触する疑いのある行為を行ったと認知した際には会則抵触の状況を最低でも1名のコンプライアンス委員に報告するものとする。
- 3) 報告を受けたコンプライアンス委員は、その事実を調査しその結果を理事会に報告する。報告を受けた理事会は当該会員による会則抵触の真偽を調査する。
- 4) 調査の結果、会則抵触が事実であると認定された場合には、当会は当該会員に対して注意を勧告する。
- 5) 注意勧告にも関わらず、会則抵触の行為が収まらない場合には理事会は当該会員の除名を決議することができる。
- 6) 理事のうち的一名または複数名が当会会則に抵触する行為を行ったという報告があった場合には、その報告があった理事を除くその他の理事が会則抵触の真偽を調査するものとする。

第2条 (会員の注意事項)

- 1) すべての会員はその年齢、性別にかかわらず平等の権利、義務を有し、会員どうしが気兼ねなく自由闊達な発言を行う権利が保証されている。
- 2) 会員は会員相互が睦まじい関係を築くよう心掛けなければならない。
- 3) 当会は、会員による毎週の農作業その他のイベントへの参加に関して各会員の興味関心の度合い、身体上の能力、健康状態、家庭環境その他の事情に応じた会員個人の自由な判断に基づいた参加、出欠を尊重する。よって当会全体または特定の会員個人が他の会員の参加の頻度に対して批判、意見してはならない。
- 4) 会員は会員間に上下関係や差別的な関係を示唆、前提とする発言や行動や、特定の会員に対して威圧的、非友好的な言動、行動、誹謗中傷はこれを厳に慎まなければならない。